



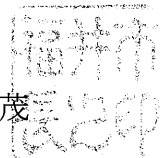
様式第 8 号（第 17 条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

令和 7 年 1 月 28 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

令和 7 年 3 月 24 日

福井市長 西 行 茂



許可番号	第 98 号
氏名又は法人名	株式会社 クリーン丹南
代表者氏名 (法人の場合に限る。)	代表取締役 五十島 由行
住 所	丹生郡越前町下糸生 136 号 10 番地
取り扱う 一般廃棄物の種類	① ごみ ② 特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項の特定家庭用機器
業の区分	収集・運搬（積替え保管なし） ※ただし、越前町で収集した特定家庭用機器は、指定引取場所への運搬に限る。
許可期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
営業の区域	福井・清水区域
条 件	別紙 1、2 のとおり